

学校施設を取り巻く現状等 及び 今後の検討事項



1. 近年の教育の動向
2. 学校施設の現状等
3. 今後の検討事項とスケジュール

1. 近年の教育の動向

中央教育審議会初等中等教育分科会「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(答申)のポイント

～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～【令和3年1月26日 中央教育審議会】

2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」で目指す学びの姿

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる。

① 個別最適な学び（「個に応じた指導」（指導の個別化と学習の個性化）を学習者の視点から整理した概念）

- ◆ 「個別最適な学び」が進められるよう、これまで以上に子供の成長やつまずき、悩みなどの理解に努め、個々の興味・関心・意欲等を踏まえてきめ細かく指導・支援することや、子供が自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう促していくことが求められる
- ◆ その際、ICTの活用により、学習履歴（スタディ・ログ）や生徒指導上のデータ、健康診断情報等を利活用することや、教師の負担を軽減することが重要

② 協働的な学び

- ◆ 「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、探究的な学習や体験活動等を通じ、子供同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実することも重要
- ◆ 集団の中で個が埋没してしまうことのないよう、一人一人のよい点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わせさり、よりよい学びを生み出す

「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

- これまで日本型学校教育が果たしてきた、①学習機会と学力の保障、②社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障、③安全安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障を学校教育の本質的な役割として重視し、継承
- 一斉授業か個別学習か、履修主義か修得主義か、デジタルかアナログか、遠隔・オンラインか対面・オフラインかといった「二項対立」の陥穽に陥らず、教育の質の向上のために、発達の段階や学習場面等により、どちらの良さも適切に組み合わせ活かしていく

2020年代を通じて実現を目指す学校教育 「令和の日本型学校教育」の姿

＼全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現／



子供の学び

- ✓ 「個別最適な学び」と「協働的な学び」が一体的に充実されている
- ✓ 各学校段階において、それぞれ目指す学びの姿が実現されている

#個別最適な学び #協働的な学び
#主体的・対話的で深い学び #ICTの活用



教職員の姿

- ✓ 環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続けている
- ✓ 子供一人一人の学びを最大限に引き出す教師としての役割を果たしている
- ✓ 子供の主体的な学びを支援する伴走者としての能力も備えている

#教師の資質・能力の向上 #多様な人材の確保 #家庭や地域社会との連携
#学校における働き方改革 #教職の魅力発信 #教職志望者の増加



子供の学びや 教職員を支える環境

- ✓ ICT環境の整備により全国の学校で指導・支援の充実、校務の効率化等がなされている
- ✓ 新しい時代の学びを支える学校教育の環境が整備されている
- ✓ 人口減少地域においても魅力的な教育環境が実現されている

#ICT環境の整備 #学校施設の整備
#少人数によるきめ細かな指導体制

GIGAスクール構想が目指す学びのDX

～1人1台端末・高速大容量ネットワークが広げる学びの可能性～

中山間地域の学校における
遠隔授業の活用



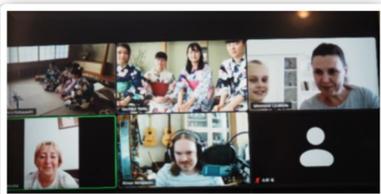
端末を「文房具」としてフル活用した
学校教育活動の展開

- 学習の基盤となる情報活用能力の育成
- 動画や音声も活用し、児童生徒の興味を喚起、理解促進
- 情報の収集・分析、まとめ・表現などによる探究的な学習の効果的な推進
- 障害のある児童生徒の障害の特性に応じたきめ細かな指導・支援の充実など多様なニーズへの対応
- 板書や採点・集計の効率化等を通じた学校の働き方改革

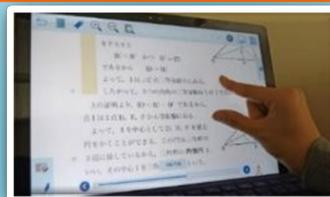
不登校児童生徒に対する
学習指導



海外の学校との交流学习



学習者用デジタル教科書の活用



病気療養児に対する学習指導



大学や企業等と連携した学習



様々なデジタル教材の活用



学習履歴等を活用したきめ細かい
指導の充実や学習の改善



地域の機関や外部人材と
連携した学習



臨時休業時における
オンラインを含む家庭学習



発達段階に応じて遠隔・オンライン教育も積極的に活用

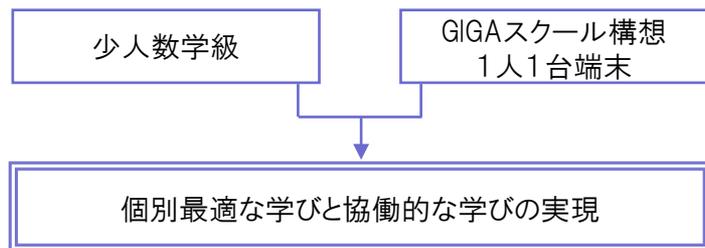
全ての子供たちの可能性を引き出す、
個別最適な学びと、協働的な学びを実現

公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の概要

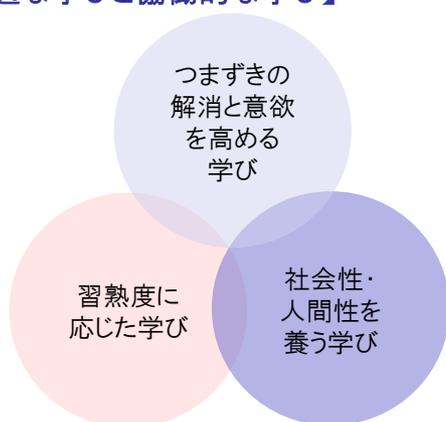
1. 趣旨

Society5.0時代の到来や子供たちの多様化の一層の進展等の状況も踏まえ、誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの可能性を引き出す教育へ転換し、個別最適な学びと協働的な学びを実現することが必要であることから、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するために公立の小学校※の学級編製の標準を段階的に引き下げる。

【少人数学級とICT活用を両輪とした新時代の学び】



【個別最適な学びと協働的な学び】



※義務教育学校の前期課程を含む。

2. 概要

(1) 学級編製の標準の引下げ

小学校の学級編製の標準を40人(第1学年は35人)から35人に引き下げる。

(2) 少人数学級の計画的な整備(経過措置規定)

令和7年3月31日までの間における学級編製の標準については、児童の数の推移等を考慮し、第2学年から第6学年まで段階的に35人とすることを旨として、毎年度政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校にあつては、40人とする。

【学級編製の標準の引下げに係る計画】

- i. 上記(2)について、下表のとおり、小学校第2学年から学年進行により段階的に学級編製の標準を引き下げる。

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

- ii. 計画の実施に当たり、学級数の増加に伴い教室不足が生じ、施設整備に一定期間を要するなど、特別の事情がある場合には、各地方公共団体がその実情に応じて対応できるよう措置する。

(3) その他(検討規定)

この法律の施行後速やかに、学級編製の標準の引下げが教育活動に与える影響及び外部人材の活用の効果に関する実証的な研究や、教員免許制度等の在り方に関する検討を行い、それらの結果に基づいて必要な法制上の措置等を講ずるものとする。

3. 施行期日

令和3年4月1日

総合科学技術会議・イノベーション会議 教育・人材育成WG Society 5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ (概要)

社会構造の変化の中で新しい価値を生み出すのは「人」
これからは人と違う特性や興味を持っていることが新しい価値創造・イノベーションの源泉
「well-being(一人ひとりの多様な幸せ)」を実現できる「創造性」あふれる社会に向けた学びへの転換が必要

社会構造の変化



特異な才能のある子供 教室の中にある多様性

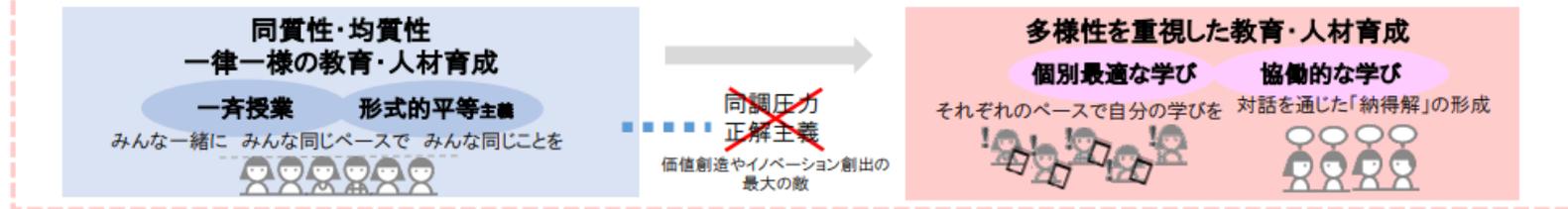


バイアスのかかる理系の進路選択

上段：一学年あたりの人数 下段：一学年（男女別）あたりの割合 (例：一学年女子の0%)	男	女
OECD/PISA調査 15歳段階の科学的リテラシーの高成績者の割合	人数 約21万人 割合 40%	人数 約19万人 割合 37%
高校で理系を選択する	人数 約14万人 割合 27%	人数 約8万人 割合 16%
学士で理工農系を専攻する	人数 約9.4万人 割合 18%	人数 約2.6万人 割合 5%
修士で理工農系を専攻する	人数 約3.5万人 割合 7%	人数 約0.7万人 割合 1%

※一学年あたりの人数及び一学年（男女別）あたりの割合については、本体スライド15の出典と同様。

<教育・人材育成システムの転換の方向性>



政策1 | 子供の特性を重視した学びの「時間」と「空間」の多様化

- 教育課程の在り方（教育内容の重点化、標準授業時数など教育課程編成の弾力化）の見直し（文）
- サイエンス分野の博士やプログラミング専門家が教壇に立てよう教員免許制度改革（文）
- 教職員の配置や勤務の在り方を見直し（文）
- 困難さに直面している子供たちの状況に応じた多様な学びの場の確保（文）
- 探究的な学びの成果などを図るためのレポートやプレゼンなどの評価手法の開発（内・文・経）
- 「教育データ活用ロードマップ」に基づく施策の推進（デジ・文・総・経）
- デジタル化を踏まえた国・地方・家庭の教育支出の在り方の検討（文・経）
- 子供や学びの多様化に柔軟に対応できる学校環境への転換（文）

政策2 | 探究・STEAM教育を社会全体で支えるエコシステムの確立

- 【探究・STEAM教育の充実】
 - 高専等の小中学校のSTEAM拠点化（文）
 - 探究・STEAMの専門人材の配置に向けた高校の指導体制の充実（文）
 - 大学入試における探究的な学びの成果の評価
 - 企業や大学、研究機関等と学校をつなぐプラットフォームの構築（文・内・経・デジ）
 - 企業の次世代育成投資に対する市場評価の仕組み（経・内・文）
- 【特定の分野で特異な才能のある子供が直面する困難さを除去】
 - 学校外プログラムに参加できる教育課程の特例や個性の高い指導計画の策定（文）
 - 高専、SSH、大学、企業等での特異な才能のある子供の受け入れ（文・内・経）
 - 特異な才能のある生徒を積極的に受け入れる大学入試の改善（文・内）

政策3 | 文理分断からの脱却・理数系の学びに関するジェンダーギャップの解消

- ジェンダーバイアスの排除のための社会的ムーブメントの醸成、ロールモデルの発信（内・文・経）
- 高校段階の早期の文理分断からの脱却・高校普通科改革（文）
- 文理分断からの脱却のための大学入試の改善（文）
- ダブルメジャーやバランスの取れた文理選択科目等による大学等における文理分断からの脱却（内閣官房教育未来創造会議担当室・文）
- 学部や修士・博士課程の再編・拡充（内閣官房教育未来創造会議担当室・文）
- 女性が理系を選択しない要因の大規模調査の実施（内・文）

実現に向けた3本の政策・46の施策

GIGAスクール構想の下での校務の情報化の在り方に関する専門家会議（概要）

趣旨

- 1人1台端末や学習系ネットワーク等の多様なツールを活用し、教育委員会や学校において教職員の校務や保護者負担の軽減を図る取組が進んできている。文部科学省としても統合型校務支援システムの導入の促進を図っているところであるが、現状の校務支援システムは、インターネットとつながっていない自治体が半数程度あること、多くの自治体で学習系データと連携していないことや自宅から利用できないこと等の課題がある。
- また、校務系ネットワークについても、今後クラウドサービスの利活用を前提とし、ネットワーク分離を必要としない認証によるアクセス制御を前提とした目指すべき構成について、校務系と学習系等とのデータ連携が進み、クラウドサービスの利活用について段階的に進んでいくと考えられるところ。
- このような状況を踏まえ、GIGAスクール構想が進展し、1人1台端末の活用が進む中、**学校における働き方改革をより進めるための校務の情報化の在り方**や、**校務系システムのデータと他のシステムとの連携の可能性等**について、**今後の方向性を示すことを目的**として、本会議を設置する。

検討事項

- (1) GIGAスクール構想が進展する中で、学校における働き方改革をより進めるための校務の情報化の在り方
- (2) 校務系システムのデータの他システムとの連携の可能性
- (3) その他

設置期間

令和3年12月23日
～令和5年3月31日(予定)
※2か月に1回程度で開催



委員（敬称略。令和4年4月時点）

座長 堀田 龍也 東北大学大学院情報科学研究科教授
東京学芸大学大学院教育学研究科教授

副座長 高橋 純 東京学芸大学教育学部教授

そのほか、学識経験者、業界関係者、自治体関係者、学校関係者により構成 計19名

※オブザーバー：デジタル庁国民向けサービスグループ、文部科学省総合教育政策局教育DX推進室、初等中等教育局財務課、初等中等教育局特別支援教育課

コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議（最終まとめ）

経緯：平成29年の地教行法改正法附則において、施行後5年を目途として、学校運営協議会の活動の充実・設置の促進を図る観点から、学校運営協議会の在り方について検討を加えることとされている

1. コミュニティ・スクールに関する現状 2. コミュニティ・スクールの成果と課題

- コミュニティ・スクールは、保護者や地域住民等が学校運営に参画する仕組みとして、平成16年の地教行法の改正により制度化
- 平成29年の地教行法改正により、学校運営協議会の設置が各教育委員会の努力義務化
- ▶ 平成29年改正法により、導入数は飛躍的に増加（令和3年5月時点で11,856校（全国の公立学校の33.3%）が導入）
- ▶ 教育課程や働き方改革等学校運営に大きな効果、コロナ禍において地域との連携・協働による学校運営の重要性を一層認識
- ▶ 導入状況の自治体間・学校種間格差や、導入したものの十分な協議がなされず形式的な学校運営協議会になっている事例



3. これからのコミュニティ・スクールの在り方

- 現行の制度（学校運営の基本方針の承認等3つの権限、教育委員会の努力義務等） → 現行制度下において導入数の飛躍的な伸びや学校運営への多大な効果
- 導入促進上の課題や運営上の課題（類似の仕組みとの混同、形式的な会議、学校支援活動との混同等） → 関係者の更なる理解促進が必要

【これからのコミュニティ・スクールの在り方】

関係者の十分な理解と相互の信頼関係の中で、**教育長のリーダーシップ**の下、**教育委員会が主体的・計画的にすべての学校へのコミュニティ・スクールの導入を加速し、国はその取組を支援。地域との連携・協働により、対話と信頼に基づく学校運営を実現**

【取組の方向性】

(1) コミュニティ・スクールの導入促進

- 教育委員会による導入計画の策定
- 国や都道府県等の丁寧な説明等により、類似の仕組みからの段階的な移行を促進
- 高校、特別支援学校、幼稚園等においても、学校種の特性を踏まえつつ導入を推進

(2) コミュニティ・スクールの質的向上

- 学校と地域をつなぐ総合的な企画・調整役を担う 地域学校協働活動推進員の配置促進・機能強化
- 都道府県教育委員会のアドバイザーの配置等、教育委員会の伴走支援体制の構築
- 適切かつ多様な学校運営協議会委員の人選

(3) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

- 両取組の相乗的な連携・協働の推進
- 学校と地域が連携・協働した教育活動により、放課後等の学習支援等、多様な課題への対応を推進
- 子供たちの地域社会への参画や大人の学び等、地域課題解決のプラットフォームとしての活用

4. コミュニティ・スクール推進のための国の方策

- **教育委員会の主体的・計画的な取組、活動への支援**（地域学校協働活動推進員の配置促進・常駐的な活動の支援、教育活動充実のための支援等）
- **教育委員会の伴走支援体制構築の支援**（都道府県教育委員会へのアドバイザーの配置促進、CSマイスターの派遣等によるプッシュ型支援、研修支援等）
- **コミュニティ・スクールに関わる関係者の理解促進**（教育長・首長の理解促進、フォーラム・広報の実施、コミュニティ・スクールの実態把握等） など

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進により、**地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりを進め、未来を担う子供たちの成長を地域全体で支える社会の実現**

運動部活動の地域移行に関する検討会議（概要）



※公立中学校等（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部を含む）における運動部活動を対象

運動部活動の意義と課題

意義

- 生徒のスポーツに親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。
- 人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制。信頼感・一体感の醸成。

課題

- 近年、特に**持続可能性という面で厳しさを増しており**、中学校生徒数の減少が加速化するなど**深刻な少子化が進行**。〈生徒数：昭和61年589万人→令和3年296万人に半減、出生数：令和2年84万人〉
- 競技経験のない教師が指導せざるを得なかったり、休日も含めた運動部活動の指導が求められたりするなど、教師にとって大きな業務負担**。〈土日の部活動指導：平成18年度1時間6分→平成28年度2時間9分に倍増〉
- 地域では、**スポーツ団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない**。

これまでの対応

- 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）：学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める
- 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月）：令和5年度以降、**休日の部活動の段階的な地域移行**を図る
- 中教審や国会等：「部活動を学校単位から**地域単位の取組とする**」旨指摘

目指す

- 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保。このことは、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- スポーツは、**自発的な参画を通して「楽しさ」「喜び」を感じることに本質。自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出**。
- 地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、子供たちの**多様な体験機会を確保**。（スポーツ団体等の組織化、指導者や施設の確保、複数種目等の活動も提供）

改革の方向性

○まずは、**休日の運動部活動から段階的に地域移行**していくことを基本とする

○**目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末**を目標

（合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す）

○平日の運動部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた**休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進**

○地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも着実に取り組む

○地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進

※改革を推進するための「**選択肢**」を示し、「**複数の道筋**」があることや、「**多様な方法**」があることを強く意識



課題への対応

新たなスポーツ環境

- ・地域の実情に応じ、多様なスポーツ団体等が実施主体
- ・特定種目だけでなく、生徒の状況に適した機会を確保

スポーツ団体等

- ・先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供
- ・必要な予算の確保やtoto助成を含む多様な財源確保の検討

スポーツ指導者

- ・指導者資格の取得や研修の実施の促進
- ・部活動指導員の活用、教師等の兼職兼業、人材バンク
- ・指導者の確保のための支援方策の検討

スポーツ施設

- ・学校体育施設活用に係る協議会の設置、ルールの策定
- ・スポーツ団体等に管理を委託

大会

- ・大会主催者に対し、地域のスポーツ団体等の参加も認めるよう要請
- ・地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して支援

会費や保険

- ・困窮する家庭へのスポーツに係る費用の支援方策の検討
- ・スポーツ安全保険が、災害共済給付と同程度の補償となるよう要請

学習指導要領等

- ・部活動の課題や留意事項等について通知、学習指導要領解説の見直し、次期改訂時の見直しに向けた検討
- ・部活動等から伺える個性や意欲・能力を入試全体を通じ多面的に評価
- ・教師の採用で部活動指導の能力等を過度に評価していれば、見直す

※国立の中学校等でも、学校等の実情に応じて積極的に取り組むことが望ましい。

※公立及び国立の高等学校等については、義務教育を修了し進路選択した高校生等が自らの意思で選択している実態等があるが、各学校の実情に応じて改善に取り組むことが望ましい。

※私立学校でも、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

第3次学校安全の推進に関する計画（概要）

- 学校安全の推進に関する計画：各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、国が策定する計画（学校保健安全法第3条第2項）
- 「第3次学校安全の推進に関する計画の策定について（令和4年2月7日中央教育審議会答申）」を踏まえ、令和4年3月25日（金）に閣議決定（計画期間：令和4年度から令和8年度までの5年間）

I 総論

第3次計画の策定に向けた課題認識

- 学校が作成する計画・マニュアルに基づく取組の実効性に課題
- 学校安全の取組内容や意識の差
- 東日本大震災の記憶を風化させることなく今後発生が懸念される大規模災害に備えた実践的な防災教育を全国的に進めていく必要性など

施策の基本的な方向性

- 学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高める
- 地域の多様な主体と密接に連携・協働し、子供の視点を加えた安全対策を推進する
- 全ての学校における実践的・実効的な安全教育を推進する
- 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練を実施する
- 事故情報や学校の取組状況などデータを活用し学校安全を「見える化」する
- 学校安全に関する意識の向上を図る（学校における安全文化の醸成）

目指す姿

- 全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けること
- 学校管理下における児童生徒等の死亡事故の発生件数について限りなくゼロにすること
- 学校管理下における児童生徒等の負傷・疾病の発生率について、障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させること

II 推進方策

5つの推進方策を設定し、学校安全に関する具体的な取組の推進と学校安全に関する社会全体の意識の向上を図る

1. 学校安全に関する組織的取組の推進

2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

3. 学校における安全に関する教育の充実

4. 学校における安全管理の取組の充実

5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等

○教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項（教育振興基本計画）

政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

社会の変化（2040年以降の社会）

- ・人口減少や高齢化、デジタルトランスフォーメーション、グローバル化
や多極化、地球環境問題など
- ・変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の時代であり、先行き不透明で将来の予測が困難な未来

望む未来を私たち自身で示し、作り上げていくことが求められる時代

超スマート社会
(Society 5.0)

一人一人の人間が中心となる社会
労働市場の構造や職業そのものの抜本的な変化

ウェルビーイング

一人一人の多様な幸せであるとともに社会全体の
幸せでもあるウェルビーイング（Well-being）

- ・「変革を起こすコンピテンシー」、新たな価値を創造していく力
- ・幼児教育・義務教育の基礎の上に、高等学校、さらには大学、高等専門学校、専門学校、大学院までが、より一層の連続性・一貫性の中で有機的につながりを持つとともに、これらが産業界や国際社会も含めた幅広い社会のニーズに応えるものとなること
- ・絶えず変化する予測困難な社会における人材移動を支える社会人の学び直し（リカレント教育）
- ・全ての人がお互いを尊重し、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会を目指し、その実現に向けた社会的包摂を推進

○「令和の日本型学校教育」答申：「個別最適な学び」と「協働的な学び」

- ・一人一台環境の実現や公立小学校における35人学級の計画的整備など 教職員定数の改善 等

○「グランドデザイン」答申

- ・「学修者本位」を前提とした制度改正の提言 等

○新型コロナウイルス感染症を契機として

- ・デジタルがもたらす学びにおける可能性の提示、学びの在り方の変容
- ・学校の持つ福祉的機能や教師の存在意義、リアルな体験の持つ価値の再認識

○超スマート社会（Society 5.0）に対応し、幼児教育・義務教育から高等学校、大学、高等専門学校、専門学校、大学院まで全体が連続性・一貫性を持ち、社会のニーズに応えるものとなるよう、教育や学習の在り方も大きく変容が求められる状況。「デジタル」と「リアル」の最適な組合せの観点から、コロナ後の教育や学習の在り方について検討することが必要。

○共生社会を実現していく上で、学習者の背景や特性・意欲の多様性を前提として、学習者視点に立ち、誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学ぶことができ、誰一人取り残されず、一人一人の可能性が最大限に引き出され、一人一人の多様な幸せであるとともに社会全体の幸せでもあるウェルビーイングが実現されるように制度等の在り方を考えていく必要。

諮問事項

- ① 改正教育基本法の基本理念、現行計画の成果と課題、国内状況の変化、国際環境の変化等を踏まえた今後の教育政策に関する基本的な方針について。特に、オンライン教育を活用する観点など「デジタル」と「リアル」の最適な組合せ、及び、幼児教育・義務教育の基礎の上に、高等学校、大学、高等専門学校、専門学校、大学院まで全体が連続性・一貫性を持ち、社会のニーズに応えるものとなる教育や学習の在り方について
- ② 上記の基本的な方針を踏まえた、生涯を通じたあらゆる教育段階における、今後5年間の教育政策の目指すべき方向性と主な施策について
- ③ 学校内外において、生涯を通じて学び成長し、主体的に社会の形成に参画する中で、共生社会の実現を目指した学習を充実するための環境づくりについて
- ④ 第3期教育振興基本計画及びその点検結果を踏まえつつ、多様な教育データをより有効な政策の評価・改善に活用するための方策について

（主な文教施設関係記載の抜粋①）

第2章 新しい資本主義に向けた改革

1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野

- （4）グリーンTRANSフォーメーション（GX）への投資
・Z E H・Z E B³等の取組を推進する。

³ Net Zero Energy House及びNet Zero Energy Buildingの略称。

2. 社会課題の解決に向けた取組

- （1）民間による社会的価値の創造
（PPP/PFIの活用等による官民連携の推進）
・スタジアム・アリーナ、文化施設、交通ターミナル等へのコンセッション導入、指標連動方式も活用した道路等のインフラの維持管理・更新での案件形成等活用対象の拡大を図るとともに、水道、下水道、教育施設等の先行事例の横展開を強化する。

（2）包摂社会の実現
（共生社会づくり）

- ・地域と学校が連携したコミュニティ・スクールの導入を加速するとともに、夜間中学の設置、医療的ケア児を含む障害のある子供の学びの環境整備⁶、障害者等の様々な体験活動やこれを含む生涯学習を推進する。

⁶ 特別支援学校の教室不足解消に向けた取組を含む。

（3）多極化・地域活性化の推進
（デジタル田園都市国家構想）

- ・G I G Aスクール構想による全国どこでも誰一人取り残さない教育のための取組を進める。

第3章 内外の環境変化への対応

1. 国際環境の変化への対応

- （4）食料安全保障の強化と農林水産業の持続可能な成長の推進
・我が国の食料・農林水産業が輸入に大きく依存してきた中で、世界の食料需給等を巡るリスクが顕在化していることを踏まえ、生産資材の安定確保、国産の飼料や小麦、米粉等の生産・需要拡大、食品原材料や木材の国産への転換等を図るとともに、肥料価格急騰への対策の構築等の検討を進める。
- ・再造林促進や林道等の生産基盤整備等を含む木材の安定的・持続的な供給体制の構築、C L T等の木材利用拡大を進める。

（主な文教施設関係記載の抜粋②）

2. 防災・減災、国土強靱化の推進、東日本大震災等からの復興

（防災・減災、国土強靱化）

- ・中長期的な目標の下、取組の更なる加速化・深化のため、追加的に必要となる事業規模等を定めた「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を推進し、引き続き、災害に屈しない国土づくりを進める。
- ・インフラ老朽化対策やスマート保安を加速する。
- ・学校などの避難拠点等の防災機能強化や熱中症対策を含む環境改善、被災者支援等を担う人材の確保・育成、要配慮者避難や災害ケースマネジメントの促進等の地域防災力の向上や事前防災に資する取組を推進する。

第4章 中長期の経済財政運営

5. 経済社会の活力を支える教育・研究活動の推進

- ・コロナ禍を契機に進展した教育DXにおけるリアルとデジタルの最適な組合せの観点も踏まえつつ、あるべき資源配分の方向性を次期教育振興基本計画において示す。
- ・人と人の触れ合いも大事にしながら、1人1台端末環境を前提として、自分のペースで試行錯誤できる「個別最適な学び」と「協働的な学び」の具体化を早急に実現する。その際、教育DXと連動した教育のハード・ソフト・人材の一体的改革を、家庭環境、学習環境の格差防止や個人情報保護、教師の勤務実態や働き方改革の進捗状況、教師不足解消に留意しながら、総合的に推進する。
- ・35人学級等についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制を構築していく。
- ・新しい時代の学びを実現する教育環境を整備¹⁸しつつ、組織的・実践的な安全対策に取り組むセーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れた学校安全を推進する。

¹⁸ 教育環境向上と老朽化対策を一体的に行う長寿命化改修等を含む計画的・効率的な整備及び横断的実行計画の策定。

2. 学校施設の現状等



学校教育（ソフト）面からの要請

- ・ 学習指導要領改訂
- ・ 個別最適な学びの実現
(GIGAスクール構想、35人学級化)

- 1人1台端末を前提とした新しい時代の多様な学びへの対応
- 小学校35人学級化に伴って生じる教室不足への対応

施設整備（ハード）面特有の課題

- ・ 老朽化した施設の維持・更新
- ・ 環境負荷の低減
- ・ 避難所としての役割

- 施設の長寿命化対策の推進
- 施設の省エネルギー化、太陽光発電の導入等の脱炭素化
- 防災機能の強化

学校施設の長寿命化を図る老朽化対策

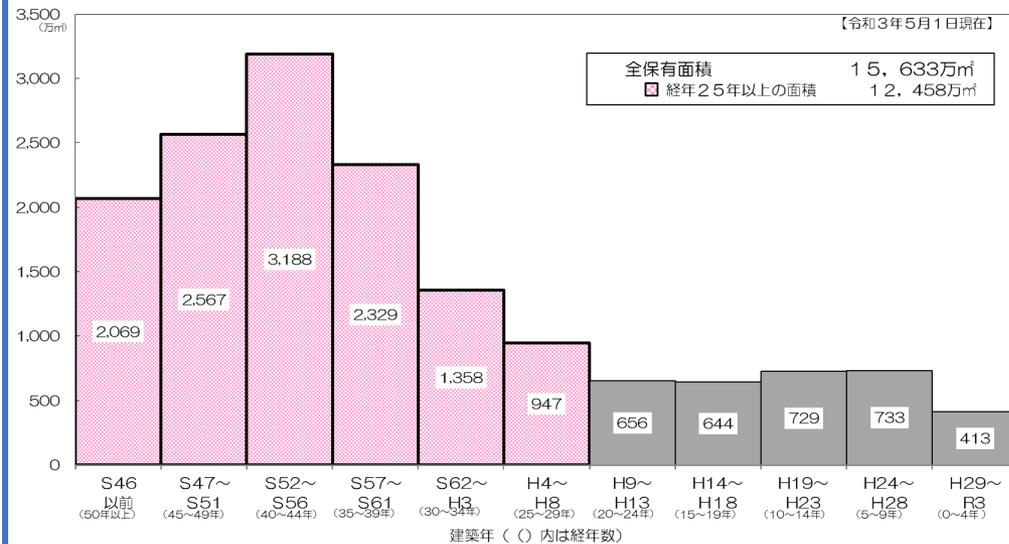
昭和40年代後半から50年代に建設された施設が多く、築25年を経過しているものが約8割
 ⇒ 整備手法の工夫(長寿命化改修)により費用を縮減しつつ、
着実に老朽化対策を実施し、安全・安心で機能的な学校を実現

公立小中学校の経年別保有面積<全国>

※「公立学校施設実態調査 令和3年度」(文部科学省)のうち、校舎・屋内運動場・寄宿舎に区分された非木造建物を計上

【令和3年5月1日現在】

全保有面積 15,633万㎡
 経年25年以上の面積 12,458万㎡



長寿命化改修の事例



長寿命化改修により、建て替え同等の教育環境を確保



長寿命化改修に合わせて、多目的に活用できるワークスペースを整備



劣化による配管破損



老朽化により手すりが落下



防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 概要

1. 基本的な考え方

- 近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、南海トラフ地震等の大規模地震は切迫している。また、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化するが、適切な対応をしなければ負担の増大のみならず、社会経済システムが機能不全に陥るおそれがある。
- このような危機に打ち勝ち、国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図る必要がある。また、国土強靱化の施策を効率的に進めるためにはデジタル技術の活用等が不可欠である。
- このため、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」の各分野について、更なる加速化・深化を図ることとし、令和7年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的・集中的に対策を講ずる。

2. 重点的に取り組む対策・事業規模

○対策数：123対策

○追加的に必要となる事業規模：おおむね1.5兆円程度を目途

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策[78対策]	おおむね1.2、3兆円程度
<u>(1) 人命・財産の被害を防止・最小化するための対策[50対策]</u>	
<u>(2) 交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策[28対策]</u>	
2 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策[21対策]	おおむね 2.7兆円程度
3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進[24対策]	おおむね 0.2兆円程度
<u>(1) 国土強靱化に関する施策のデジタル化[12対策]</u>	
<u>(2) 災害関連情報の予測、収集・集積・伝達の高度化[12対策]</u>	
合 計	おおむね1.5 兆円 程度

3. 対策の期間

○事業規模等を定め集中的に対策を実施する期間：令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）の5年間

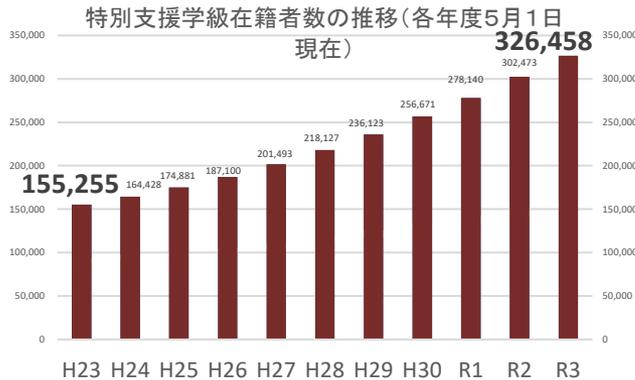
	3か年緊急対策、5か年加速化対策における取組	今後の取組方針
<p>(対策が進捗しているもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○構造体の耐震化 ○吊り天井の耐震対策 ○ブロック塀対策 	<p>【構造体の耐震化】 公立学校：99.6% (R3.4)</p> <p>【吊り天井等の落下防止対策】 公立学校：99.5% (R3.4)</p> <p>【ブロック塀の安全対策】 安全対策が必要なブロック塀等(約1,000km)の対策完了</p>	<p>吊り天井の耐震対策例</p>  <p>ブロック塀の安全対策例</p> 
<p>(対策が進捗途上のもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○非構造部材の耐震化 ○老朽化対策 ○防災機能強化対策 	<p>【非構造部材の耐震対策】 39.6%(H30.4)⇒48.2%(R2.4)⇒70%(R7年度)⇒100%(R10年度) ※公立学校</p> <p>【老朽化対策】 ・5か年加速化対策においては、R1年度時点で築45年以上の未改修の施設のうち、必要性が認められる施設(2,600万㎡のうち統廃合等される面積を減じたもの)の老朽化対策を実施(R7年度で対象施設の2/3の対策実施を目指す)</p> <p>【防災機能強化】 (空調設置) ※公立学校 ・普通教室 60.2%(H30.9)⇒78.4%(R1.9)⇒93.0%(R2.9) 必要な個所への設置完了 ・体育館 5.3%(R2.9)⇒35%(R7年度)⇒95%(令和17年度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○非構造部材の耐震化の推進 ・加速化期間後に残る未対策の非構造部材の対策完了(残り約30%) ○老朽化対策の推進 ・加速化期間後に残るR1年度時点で築45年以上の未改修施設の解消をR10年度までに目指す(残り1/3) ・公立学校施設の約8割は築25年以上、かつその約3/4が現時点で未改修であり、加速化期間終了後も、計画的に老朽化対策を進める必要がある。 ○防災機能強化対策の推進 ・加速化期間後に残る体育館への空調設置 等
<p>(気候変動等を踏まえて、今後新たに対応が必要なもの)</p>	<p>水害対策の実施例</p>  <p>※要配慮者施設として地域防災計画に位置付けられた学校</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○水害対策の推進 浸水想定区域に立地する学校※： 約7千校(全学校の約20%) (R2.10) うち浸水対策未実施の学校：約85% ⇒今後、受変電設備のかさ上げ、止水板等による浸水対策の実施が必要

公立小中学校等施設におけるバリアフリー化の加速について

- 令和2年5月のバリアフリー法の改正により、**既存公立小中学校等施設のバリアフリー化が努力義務化**。
- 近年、特別な支援が必要な児童生徒が増加。また、公立小中学校等の9割以上が避難所に指定。
- **一方、公立小中学校等施設のバリアフリー化は、十分とは言い難く、取組の加速が重要**。
- 文部科学省では、**令和7年度末までの整備目標を設定し取組の加速を要請**。また、令和3年度からバリアフリー化のための改修事業について**国庫補助率を1/3から1/2に引き上げ**。
- さらに、**令和4年6月に「学校施設のバリアフリー化の加速に向けた取組事例集」をとりまとめ、公表**。

●特別支援学級に在籍する児童生徒数

10年間で約2倍に増加



●避難所の指定状況

(平成31年4月1日現在)

公立小中学校等*		
全学校数	避難所指定学校数	割合
28,613 校	27,149 校	94.9%

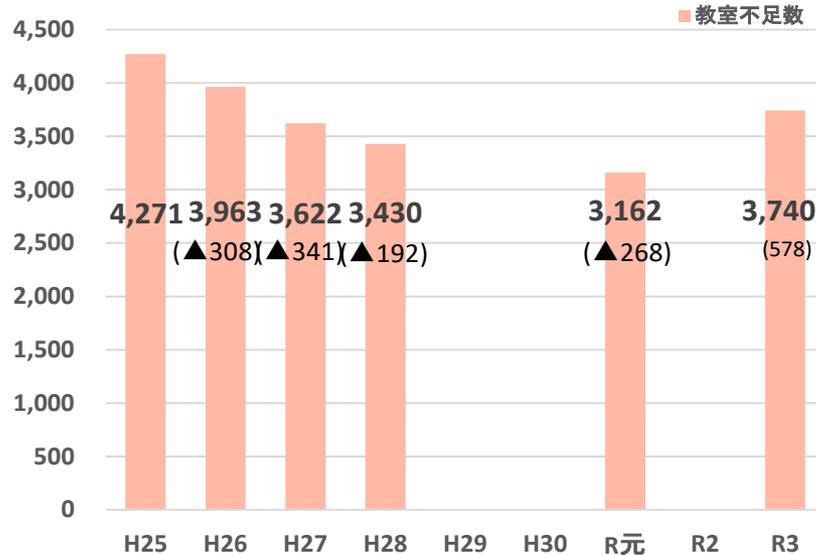
※義務教育学校・中等教育学校前期課程を含む

●バリアフリー化率の現状と、令和7年度末までの国の目標

対象		令和2年度(現状)	令和7年度末までの目標
車椅子使用者用トイレ	校舎	65.2%	避難所に指定されている全ての学校に整備する ※令和2年度調査時点で総学校数の約95%に相当
	屋内運動場	36.9%	
スロープ等による段差解消	門から建物の前まで	校舎	全ての学校に整備する
		屋内運動場	
	昇降口・玄関等から教室等まで	校舎	
		屋内運動場	
エレベーター	校舎	27.1%	要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備する ※令和2年度調査時点で総学校数の約40%に相当
	屋内運動場	65.9%	

学校施設のバリアフリー化に関する**計画等がある地方自治体は15%**にとどまる(R2.5)。

公立特別支援学校における教室不足数の推移



() 内は前年度からの増減数。
ただし、R元はH28からの増減数、R3はR元からの増減数。

近年の特別支援教育を必要とする児童生徒数の増加により、前回調査と比較して、578教室増加しており、令和3年10月1日現在3,740教室の不足が生じている。

特別支援学校における教室不足の解消について（通知）（R4.3.1）

- 各設置者に対し、集中取組期間（令和2年度から令和6年度まで）において、国の財政支援制度を積極的に活用するなどして、新設校の設置、校舎の増築、分校・分教室による対応、廃校・余裕教室等の既存施設の活用等を図るなど、首長部局や域内市区町村とも連携しながら、教室不足の解消に向けた取組を集中的に行うよう要請。
- 各設置者に対し、集中取組期間において教室不足の解消に向けて集中的に取り組むための計画（集中取組計画）を策定していない場合は、設置基準も踏まえ、令和3年度末までに、可及的速やかに策定を要請。

文部科学省の支援策等

- 各設置者が行う特別支援学校の増築等の施設整備に対して、優先的に国庫補助
- さらに、集中取組期間に、既存施設を特別支援学校の用に供する改修事業について国庫補助の算定割合を3分の1から2分の1へ引上げ
- 現在、各設置者に対し、解消の前倒しの可否や課題等について個別にヒアリングするなど、きめ細かくフォローアップし、加速化を働きかけ。

学校施設のZEB化の推進

- 2050年のカーボンニュートラル達成のためには、建築物の更なる省エネルギーや脱炭素化に向けた取組が不可欠。このためには、学校施設においても大幅な低炭素化が必要。
- 地域や関係省庁と連携して、モデルの構築を通じ、学校施設のZEB化の普及拡大を目指すことが必要。

※ZEB (Net Zero Energy Building: ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)

これまでの文部科学省の取組

- ・環境負荷の低減に貢献する。
- ・施設を教材として活用し児童生徒の環境教育に資する。
- ・地域の環境教育の発信拠点として先導的な役割を果たす。など、環境を考慮した学校（エコスクール）を推進。

文部科学省では、認定を受け一定の条件を満たした場合には、補助単価の加算や関係省庁より補助事業の優先採択などを支援（2022年3月現在：1,912校を認定）

エコスクールの基本的な考え方



出典：文部科学省「環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備について」（平成28年3月）



エコスクールの深化を図り、モデルの構築を通じ、学校施設のZEB化の普及拡大を目指す
→ 地域の脱炭素化に貢献

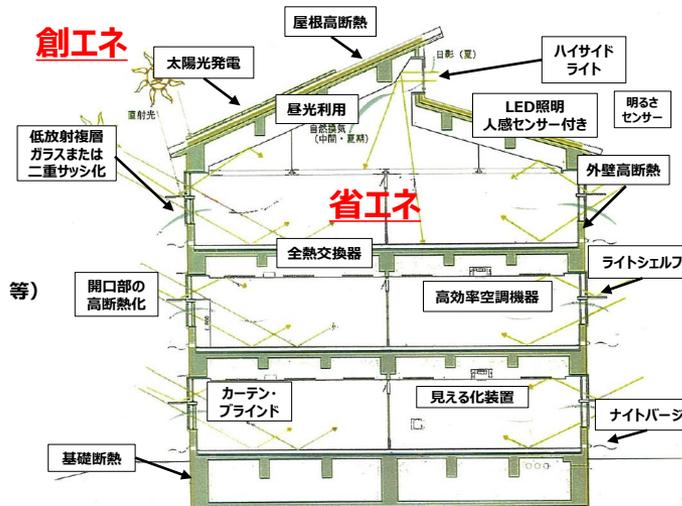
ZEBの定義

- 『ZEB』： 省エネで50% + 創エネを含めて0%以下までエネルギー消費量を削減
- Nearly ZEB： 省エネで50% + 創エネを含めて25%以下までエネルギー消費量を削減
- ZEB Ready： 省エネで50%以下までエネルギー消費量を削減
- ZEB Oriented： 省エネで40%以下 + 未評価技術を導入（延床10,000㎡以上の事務所等、学校等、工場等の場合）

ZEB化の要素技術

- 《省エネ》 **窓、外壁** 高性能断熱材、複層ガラス、二重サッシ 等
- 空調、換気** 空調のパッシブ利用（自然通風システム 等）
空調熱源・冷却塔の効率化（高効率熱源 等）
空調機の効率化・制御の高度化（高効率空調機、全熱交換器 等）
換気設備の高効率化（高効率ファン 等）
換気制御の高度化（CO2濃度制御 等）
- 照明** 照明のパッシブ利用（自然採光システム 等）
照明設備の高効率化（高効率照明（LED等） 等）
照明制御の高度化（人感センサー 等）
- 《創エネ》 太陽光発電、地中熱利用、蓄電池 等

学校ZEB化のイメージ



先進事例

瀬戸市立小中一貫校校舎棟（愛知県瀬戸市）



■ ZEB Ready

- 導入設備
 - ・外皮性能：ウタフォーム断熱材
 - Low-E複層ガラス
- ・省エネ：LED照明（人感・明るさセンサー）
太陽熱利用給湯システム
- ・創エネ：太陽光発電、蓄電池

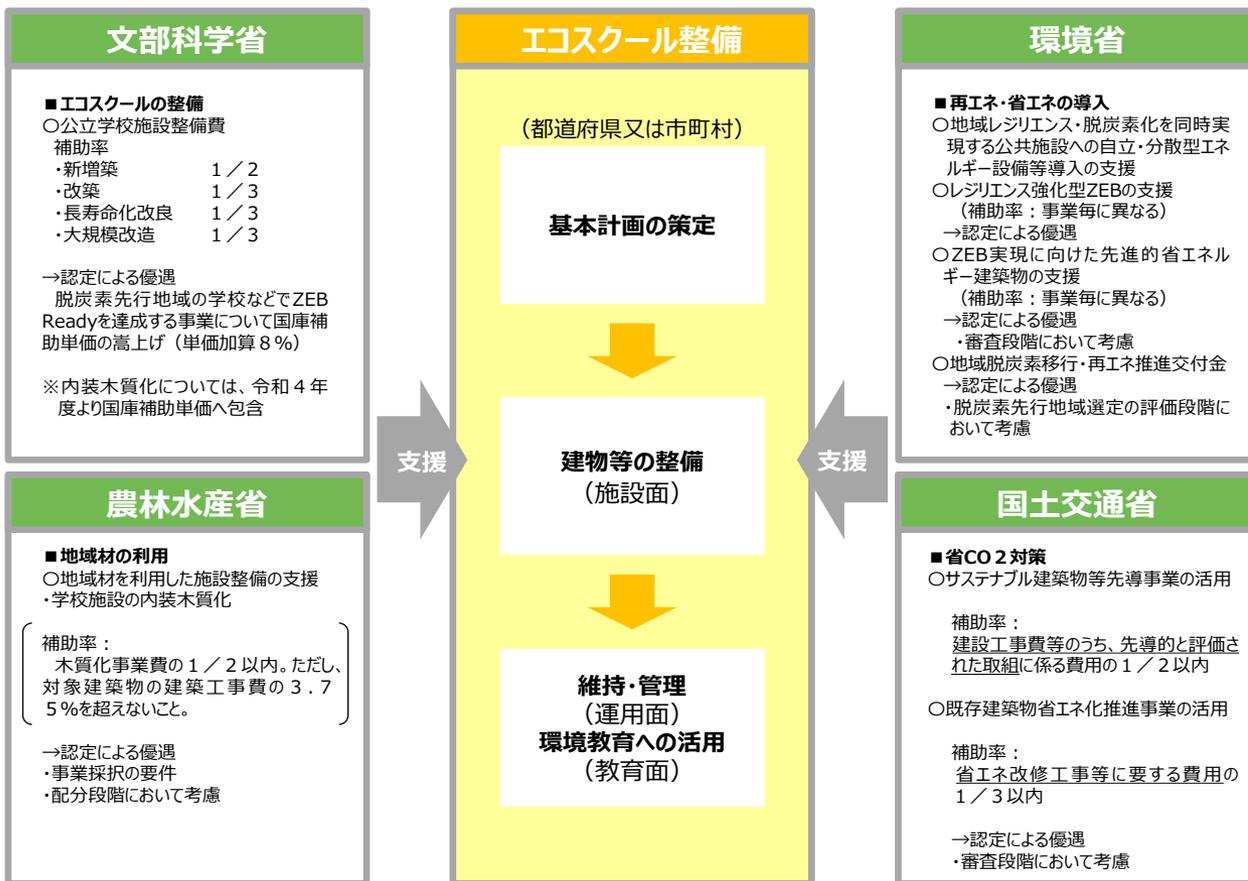
出所）「ZEBリーディング・オーナー導入実績」
一般社団法人 環境共創イニシアティブ

エコスクール・プラスについて



- 文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省が連携協力して、学校設置者である市町村等がエコスクールとして整備する学校を「エコスクール・プラス」として認定しています。（平成29年度からエコスクールパイロット・モデル事業を改称）
- 認定を受けた学校が施設の整備事業を実施する際に、関係各省より補助事業の優先採択などの支援を受けることができます。また、「地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）」に基づく脱炭素先行地域などの学校のうち、ZEB Readyを達成する事業に対し、文部科学省から単価加算措置（8%）の支援を行います。

エコスクール・プラスの概要



※各省庁の支援については、重複しない範囲で複数の事業が活用可能です。

事業タイプ

- ☀️ 太陽光発電型
- 🌞 太陽熱利用型
- 🌀 その他新エネルギー活用型
 - ・風力発電
 - ・地中熱利用
 - ・バイオマス熱利用
 - ・燃料電池
 - ・小水力発電
 - ・雪氷熱利用
- 💧 省エネルギー・省資源型
 - ・断熱化
 - ・日除け
 - ・省エネルギー型設備
 - ・エネルギー・CO₂管理システム
 - ・雨水利用
 - ・排水再利用
- 🌿 自然共生型
 - ・建物緑化
 - ・屋外緑化
- 🪵 木材利用型
 - ・地域材等の利用
- ♻️ 資源リサイクル型
 - ・リサイクル建材の利用
 - ・生ゴミ処理設備
- 👉 その他
 - ・自然採光
 - ・自然換気

エコスクール・プラスに係る文部科学省の支援措置の改正概要（令和4年度）



○エコスクール・プラスの認定を受けた事業について、文部科学省の支援措置の対象はこれまで「エネルギー消費量を削減する事業」及び「木材を利用する事業」の2種類でした。令和4年度建築単価において、**いずれも標準的に実施することが望ましい事業として包含**されることになりました。

○令和4年度からの支援措置としては、「地域脱炭素ロードマップ（国・地方脱炭素実現会議）」に基づく脱炭素先行地域などの学校のうち、**ZEB Readyを達成する事業に対し、支援措置を行います。**

既存財政支援制度

~R3

●エネルギー消費量を削減する事業

<要件> 省エネ割合10%

●木材を利用する事業

<要件> 内装木質化



<財政支援> 2.5%単価加算

R4~

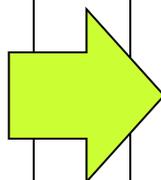
●令和4年度建築単価にて標準化

・LEDの標準化により、省エネ割合10%超を確保

・内装木質化の標準化



<財政支援> 建築単価内（+10.2%の内数）に包含

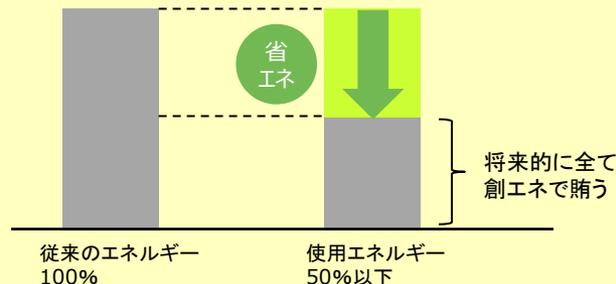


新財政支援制度

R4~

●ZEB Readyを達成する事業*

<要件> 省エネ割合50%



<財政支援> 8%単価加算

※脱炭素先行地域の学校、または将来的にすべてのエネルギーを創エネで賄うことで『ZEB』化する計画を策定した学校に限る。

全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るため、ICT環境の整備とあわせて、学校全体を学びの場として、その在り方と推進方策を提言

学校施設の在り方に関する調査研究協力会議（令和4年3月 最終報告取りまとめ）

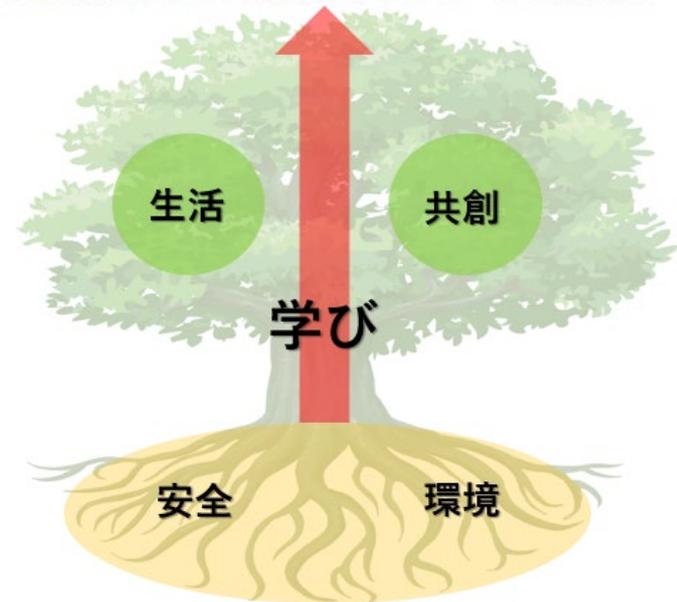
Schools for the Future

「未来思考」で実空間の価値を捉え直し、学校施設全体を学びの場として創造する

「未来思考」の視点

- 学校施設全体を学びの場として捉え直す。廊下も、階段も、体育館も、校庭も、あらゆる空間が学びの場であり、教育の場、表現する場、心を育む場になる。
- 教室環境について、単一的機能・特定の教科等に捉われず、横断的な学び、多目的な活動に柔軟に対応していく視点（柔軟性）をもつ。
- 紙と黒板中心の学びから、1人1台端末を文房具として活用し多様な学びが展開されていくように、学校施設も、画的・固定的な脱し、時代の変化、社会的な課題に対応していく視点（可変性）をもつ。
- どのような学びを実現したいか、そのためにどんな学び舎を創るか、それをどう生かすか、関係者が、新しい時代の学び舎づくりのビジョン・目標を共有する。

全ての子供たちの可能性を引き出す、
個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実



新しい時代の学び舎として目指していく姿

新時代の学びを実現する学校施設環境の確保

1人1台端末のもと、児童生徒一人一人に応じた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を実現できる施設環境を確保していくため、老朽化対策とあわせ、新しい時代の学びを実現する教育環境の向上を推進していくことが必要。

(例)



1人1台端末を文房具として活用し多様な学びを展開できる空間



ICT活用等による協働的な学びを展開できる空間



教室との連続性・一体性を確保し多様な学習活動に柔軟に対応できる空間



※イメージ図は「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議 新しい時代の学校施設検討部会」より。

地域コミュニティの拠点となる学校施設の整備推進

地域コミュニティの拠点、地域住民の生涯学習の場となる学校施設について、学校と地域社会が連携・協働し、ともに創造・交流する「共創空間」の整備を推進するとともに、他の公共施設等との複合化・共用化等を推進する。また、廃校施設の活用を積極的に促進し、地域活性化に貢献する。

(例1) 学校と地域が支えあい協働していくための共創空間



(イメージ)
地域コミュニティの拠点として、地域や社会の人たちと連携・協働し、ともに創造的な活動ができる共創空間としていく姿

(例2) 多様な「知」を集積するための複合化・共用化



(イメージ)
他の公共施設(図書館等)との複合化・共用化を図り、多様な「知」を集積する共創空間としていく姿

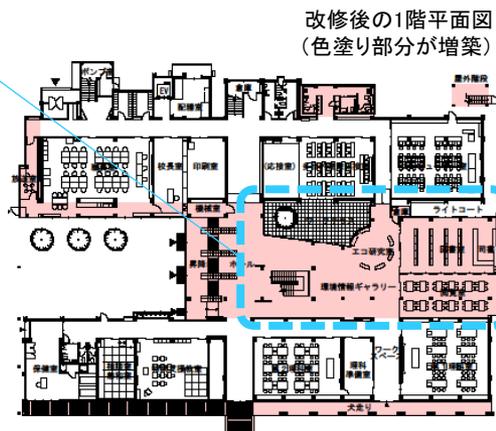
愛知県北名古屋市立西春中学校

校舎の改修により、地域住民の生涯学習の場としてともに活動したり、交流したりすることができる「共創空間」を整備

校舎の長寿命化改修に合わせ、中庭部分にメディアセンター(図書館等)を増築、地域に開放され、住民の活動拠点として活用されている



市の主催で子供向けのクラブを開催



埼玉県志木市立式小学校(左)、埼玉県吉川市立美南小学校(右)

学校施設を核として地域住民等との交流や地域活性化を図る観点等から、他の公共施設と複合化



老朽化した公民館、図書館を学校に複合化。図書館では児童による貸出業務体験もできるなど、複合化によるメリットを最大化。
(写真は公共図書館)



地域のニーズを踏まえ、小学校を中心に、乳幼児から高齢者まで様々な年代が利用する施設を複合化。体育館等も地域に開放。
(写真は子育て支援センター)

※イメージ図は「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議 新しい時代の学校施設検討部会」の報告書(R4.3.30)より。

公立学校施設の整備

新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現～Schools for the Future～

令和4年度予算額 688億円
(前年度予算額 688億円)
令和3年度補正予算 1,312億円



背景

- ◆学校施設の老朽化がピークを迎える中、子供たちの多様なニーズに応じた**教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備**が必要。
- ◆中長期的な将来推計を踏まえ、**首長部局との横断的な協働**を図りながら、**トータルコストの縮減に向けて計画的・効率的な施設整備**を推進。
- ◆2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、**脱炭素社会の実現に貢献**する持続可能な教育環境の整備を推進。

1 新時代の学びに対応した教育環境向上と老朽化対策の一体的整備の推進

- 学校施設の長寿命化を図る老朽化対策
- バリアフリー化、特別支援学校の整備
- 他施設との複合化・共用化・集約化

2 防災・減災、国土強靱化の推進

令和3年度補正予算

- 非構造部材の耐震対策等
- 避難所としての防災機能強化（トイレ改修等）

3 脱炭素化の推進

- 学校施設のZEB化（高断熱化、LED照明、高効率空調、太陽光発電等）
- 木材利用の促進（木造、内装木質化）



老朽化対策と一体で多様な学習活動に対応できる多目的な空間を整備

他施設との複合化により学習環境を多機能化しつつ、効率的に整備



柱や内装に木材を活用し、温かみのある学習環境や脱炭素化を実現

避難所としての防災機能強化



多機能トイレの整備

新しい時代の学校施設

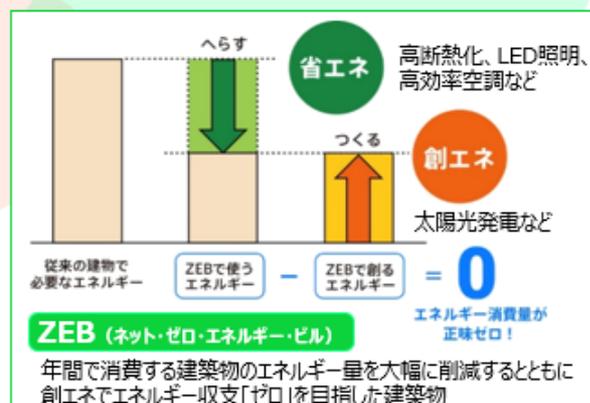
脱炭素化

国土強靱化

激甚化・頻発化する災害への対応



台風で屋根が消失した体育館



出典：環境省ホームページ

具体的な支援策

■ 制度改正：

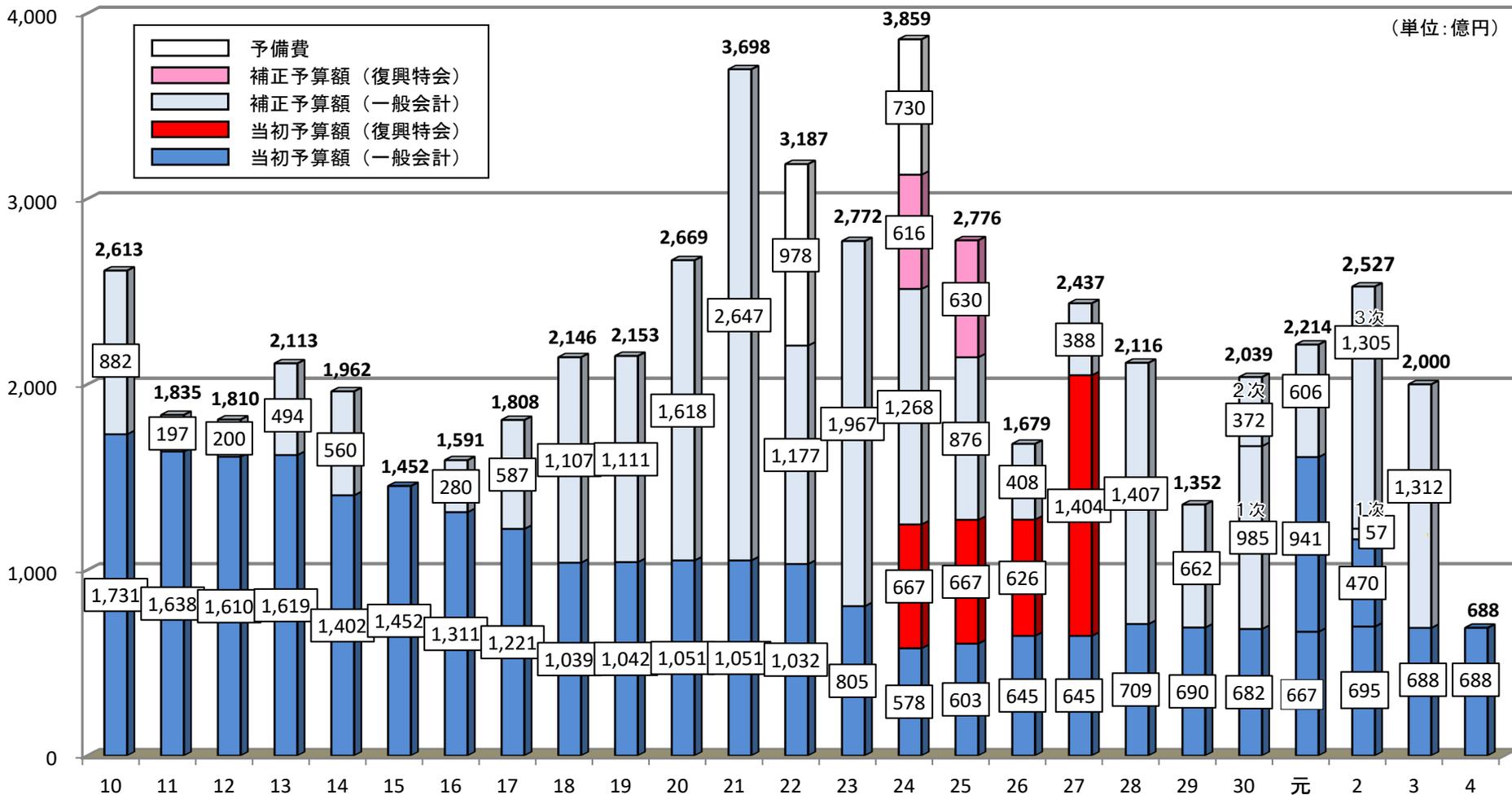
- 学校施設以外との複合化を伴う改築、長寿命化改修の補助率引上げ（1/3→1/2）
- 大規模改造事業の上下限額見直し

■ 単価改定：

- LED照明、木材利用など標準仕様の一部見直し等による増 **対前年度比 +10.2%**
小中学校校舎（鉄筋コンクリート造）の場合
R3:220,700円/㎡ ⇒ R4:243,300円/㎡
- 脱炭素化先行地域などの学校施設ZEB化に向けた新たな単価加算 **上記改定単価に加えて+8.0%**

公立学校施設整備費予算額の推移（平成10年度～令和4年度当初予算）

（単位：億円）



(注) 平成13年度、20年度、21年度、23年度の補正予算額は1次補正、2次補正、3次補正の合算（21年度については執行停止額を含む）。
 平成24年度予備費は経済危機対応・地域活性化予備費（149億円）と東日本大震災復興特別会計予備費（581億円）の合算。
 平成30年度、令和元年度、令和2年度、令和3年度予算額は防災・減災、国土強靭化関係予算を含む。
 端数四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。
 沖縄分については内閣府において計上。

【一般会計＋復興特会】（単位：億円）

	24	25	26	27
予備費	730			
補正予算	1,884	1,506	408	388
当初予算	1,246	1,271	1,271	2,049

公立学校施設整備に係る補助制度の変遷

公立学校施設整備に係る国庫補助は、戦後、量的拡大への対応に始まり、急増の落ち着いた昭和50年代後半からは、教育環境の質的向上のための補助充実にも注力。

昭和20～30年代

戦災復旧、「すし詰め状態」解消
－義務教育諸学校施設費国庫負担法が成立 (S33)

昭和40～50年代

公害対策や児童生徒急増対策のための補助拡充 (高上げ)

昭和50年代後半～

教育内容・方法等に応じた補助拡充
－クラブハウス (学校の地域開放用) 整備事業 (S57～H10)
－多目的スペースを設ける校舎の必要面積の引上げ (S59～)
－木材活用促進のための「木の教育研修施設」整備 (S61～)

平成以降、教育環境の質的向上等のための補助を順次拡充。

情報化への対応

コンピューター教室整備時の面積加算 (H2～)
校内LAN整備を補助 (H12～H30)
校内通信ネットワーク整備を集中的に補助 (GIGAスクール構想の一環、R1～R2)

空調整備

特別教室への整備を補助 (H6～)
普通教室等に対象を拡大 (H14～)
臨時特例交付金により普通教室への設置を集中的に補助 (H30年度1次補正)

バリアフリー化

特別支援学校のエレベーター等の設置を補助 (H6～)
小中学校に対象拡大 (H8～)
補助率を1/2に高上げ (R3～)

地球環境対応

エコスクールパイロット・モデル事業 (H9～)
太陽光発電整備を補助 (H21～)

トイレ整備

トイレ整備単独の工事を補助 (H13～)

学校給食施設

ドライシステムによる施設新增築を補助 (H18～)
既存施設への空調整備を補助 (R2年度 3次補正～)

耐震化・長寿命化

地震による倒壊の危険性が高い施設の補強工事の補助率を2/3に (H20～)
計画的・効率的な老朽化対策のため、長寿命化改修事業を創設 (H25～)

防災機能強化

防災機能強化を補助 (H24～)
－非構造部材の耐震対策、ブロック塀の倒壊防止、屋外防災施設整備 等
臨時特例交付金によりブロック塀の安全対策を集中的に補助 (H30年度1次補正)

特別支援学校

既存施設 (余裕教室等) を特別支援学校の用に供する改修を補助 (H26～)

現在の制度としては、校舎新增築等については「公立学校施設整備費負担金」、改築等整備については「学校施設環境改善交付金」により、各学校設置者の施設整備を支援。

(交付金については、平成18年の「三位一体の改革」により、各学校設置者による柔軟かつ効率的な施設整備を可能にするため、複数の補助金を統合して交付金化されたもの。)

新しい時代の学びを実現する学校施設づくりの推進について

- 1人1台端末環境のもと、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実が求められており、各学校設置者の様々な課題に応じた、新しい時代の学びを実現する学校施設づくりを支援
- 2つの事業の成果等の往還により、新しい時代の学びを実現する学校施設整備・活用に関する好事例・ノウハウの蓄積を図り、質の高い取組を横展開

新しい時代の学びの環境整備先導的開発事業(継続)

→ 国公立の小中学校設置者等※から公募

※学校設置者と連携した法人(特定非営利法人、民間企業等)も応募可能

文部科学省

委託

学校設置者等

- ・ 建築や教育の有識者、学校関係者、地域住民、首長部局等を交えた協議会の設置
- ・ 協議会において、コンサルタント等と連携し、新時代の学びに対応した施設環境を検討し、個別の学校施設の基本計画を策定

新しい時代の学びを実現する学校施設の
基本計画策定等を支援

協議会

学校整備整備・活用推進のためのプラットフォーム構築事業(新規)

→ 全ての学校設置者が無料で利用可能

ポータルサイト

既存・新規の学校施設整備・活用に関する知見を整理し学校設置者に発信

成果等の還元



知見の横展開・
関係者ネットワーク形成

ワークショップ・セミナー

設置者同士の情報交換・
ネットワーク形成を支援

アドバイザー

専門家を派遣し、学校設置者の課題解決を支援

成果等の活用

新時代の学びを実現する学校施設整備・活用推進プラットフォーム（イメージ）



目的 概要

学校設置者における「新時代の学びを実現する学校施設」の整備・活用を促進するため、以下の3つの機能を備えたプラットフォームを令和4年度から新たに構築する

新時代の学びを実現する学校施設整備・活用推進プラットフォーム

I

具体的な実践につながる
整備事例やノウハウの蓄積・発信



学校施設の整備・活用事例を
使いやすいコンテンツとして掲載しま
す

II

専門的・技術的な
相談体制の構築・運営



学校建築アドバイザーによる助言や派
遣
を行う相談窓口を設置します

III

好事例を着実に横展開するための
現場同士のネットワーク化



プロジェクトチームの募集・活動支援
や
ワークショップの開催を行います。

(※プロジェクトチームの活動開始は令和5年度以降を予定)

プラットフォーム全体を統括する“プログラム・スーパーバイザー”を配置



プログラム・スーパーバイザー

- ✓ I, II, IIIの有機的な連動を図り、プラットフォーム全体を段階的に拡充・充実
- ✓ 相談内容に応じて最適な学校建築アドバイザーを選定・派遣
- ✓ ワークショップ等のテーマを検討・開催にあたってのファシリテーションを実施

3. 今後の検討事項とスケジュール

安全・安心で質の高い学校施設の整備を推進していくため、**教育政策の動向等を踏まえた今後の学校施設の在り方や、学習指導要領改訂等に伴う学校施設整備指針（学校施設の計画設計上の留意事項を示したガイドライン）の策定などの推進方策に関する調査研究を実施。**

調査研究事項

1) 当面の課題

- 学校施設の脱炭素化に関する在り方及び推進方策について（詳細は資料4による）

（具体的な課題例）

- ・学校施設の脱炭素化及びCO₂排出量の推計等について
- ・学校施設の脱炭素化の推進方策について

2) 今後の検討課題

- 学校施設の質的改善・向上に関する方策について

（具体的な課題例）

- ・インクルーシブ教育システムの理念の更なる実現に向けた学校環境の改善
- ・子供や学びの多様化に柔軟に対応できる学校環境への転換
（CSTI教育・人材育成に関する政策パッケージの施策実現に向けた効果の事例検証）
- ・学校における働き方改革、チーム学校としての運営、校務の情報化等に伴う執務環境の向上
- ・既存学校施設における質的改善・向上の進め方 など

今後のスケジュール（案）

年月	協力者会議	学校施設脱炭素化WG 【R4.7～R5.3】	質的WG（仮） 【R4.12～】
【令和4年度】 7月14日	第1回協力者会議 ・新時代の学校施設に関する意見交換 ・脱炭素化WG（仮）の設置	第1回WG	
8月		第2回WG	
9月	学校施設視察 （質的WG（仮）準備）		
10月		第3回WG	
11月		第4回WG	
12月	第2回協力者会議 ・脱炭素化WG（仮）の検討状況説明 ・質的WG（仮）の設置		
1月		第5回WG	第1回WG
2月		第6回WG	
3月	第3回協力者会議 ・脱炭素化WG（仮）報告案の議論 ・質的WG（仮）の検討状況説明		第2回WG
【令和5年度】 4月～	（6月頃） 第4回協力者会議		（4月頃） 第3回WG ※概算要求前に中間報告（予定）

年度	報告書等
令和3年度	<p>①「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」（令和4年3月） ⇒個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、新しい時代の学校施設の在り方や方策を提言</p> <p>②「これからの特別支援教育を支える学校施設の在り方について」（令和4年3月） ⇒新しい時代の特別支援教育の動向に対応した、学校施設の在り方と施設整備指針の改訂案を提言</p> <p>③「これからの高等学校施設の在り方について」（令和3年5月） ⇒学習指導要領の改訂等に対応した、高等学校施設の在り方と施設整備指針の改訂案を提言</p>
令和2年度	<p>④「学校施設におけるバリアフリー化の加速に向けて」（令和2年12月） ⇒既存施設を含めた学校施設におけるバリアフリー化等の推進方策を提言</p>
平成30年度	<p>⑤「これからの小・中学校施設の在り方について」（平成31年3月） ⇒学習指導要領の改訂等に対応した、小・中学校施設の在り方と施設整備指針の改訂案を提言</p>
平成29年度	<p>⑥「これからの幼稚園施設の在り方について」（平成30年3月） ⇒幼稚園教育要領の改訂等に対応した、幼稚園施設の在り方と施設整備指針の改訂案を提言</p>
平成27年度	<p>⑦「小中一貫教育に適した学校施設の在り方について」（平成27年7月） ⇒子供たちの9年間の学びを支える施設環境の充実に向け、小中一貫教育に適した学校施設の在り方を提言</p> <p>⑧「学習環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について」（平成27年11月） ⇒子供たちの多様な学習機会の創出や地域コミュニティの強化に資する学校施設の複合化の在り方を提言</p>